令和３年度法務省委託「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報並びにビジネスと人権に関するシンポジウムの広報に関する入札（仕様書）

１　件名

「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報並びにビジネスと人権に関するシンポジウムの広報

２　目的

人権ライブラリー・ウェブサイト内に構築する参加型コンテンツ「Ｍｙじんけん宣言」ウェブページの周知及び広報を行うとともに、企業等の参加を促すため、様々な媒体を組み合わせた周知広報活動を実施する。また、「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトのキックオフイベントとして実施する「ビジネスと人権に関するシンポジウム」の広報を実施し、企業関係者をはじめ、国民に広く参加を促すことで、イベントを通じて人権尊重思想の普及高揚を図る。

※　人権ライブラリー・ウェブサイト　https://www.jinken-library.jp/

３　訴求対象

国民全般（特に企業関係者）

４　発注概要

（１）「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報
（２）ビジネスと人権に関するシンポジウムの事前広報（ウェブ広告）
（３）ビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載
（４）各種広報に係る効果検証の実施
（５）実施結果報告書の作成

５　業務内容

（１）「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報

ア　バナー広告（ＧＤＮ及びＹＤＡ）
イ　ＳＮＳ（Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、ＴｉｋＴｏｋ等）
ウ　ＹｏｕＴｕｂｅ（インストリーム広告）
　※　広告映像は新規に制作すること。
エ　新聞広告

オ　上記ア～エで実施する広報の他に、より広報効果が高い媒体等があれば提案すること。なお、以下のａ～ｇはあくまで例であるため、例示した方法に捉われることなく提案すること。

＜例＞

ａ　テレビ広報

ｂ　ラジオ広報

ｃ　新聞広告掲載紙関連ウェブサイト等での広報

ｄ　インターネットバナーによる広報（ＧＤＮ及びＹＤＡを除く）

ｅ　フリーペーパー、情報誌等による広報

ｆ　電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報

ｇ　交通機関を利用した広報（車両内中吊、車内広報枠への掲示、ラッピングバス、貸切列車広報、電車内の液晶ディスプレー広報等）

※　上記ア～エの詳細は別紙１を参照すること。

※　法務省が実施するプロジェクトの広報としてふさわしい媒体・内容にすること。

※　周知及び広報活動は、「Ｍｙじんけん宣言」ウェブサイトの閲覧者数及び「Ｍｙじんけん宣言」参加者（宣言掲載者）数の増加を図るために行う。

※　特に、対象者として企業関係者を念頭に置いた広報を展開すること。

カ　広報等に使用するロゴの制作

※　法務省が実施するプロジェクトのロゴとしてふさわしいデザインにすること。また、ユニバーサルデザインにも配慮すること。

（２）ビジネスと人権に関するシンポジウムの事前広報（ウェブ広告）

ア　本シンポジウムの参加者・視聴者を募集するための事前広報を行う。

※　開催日は令和３年７月２９日（木）を予定。東京都内で開催するが、同時にオンライン配信も行う。

イ　以下に基づいた事前広報を行うこと。

（ア）必須の媒体

バナー広告（ＧＤＮ及びＹＤＡ）

※　詳細については別紙２を参照すること。

（イ）バナー広告（ＧＤＮ及びＹＤＡ）とは異なる広報に係る広報内容の企画及び制作・実施等（任意）

上記（ア）の広報の他に、より広報効果・参加者（視聴者）増の効果が高い手法があれば提案すること。なお、以下のａ～ｊはあくまで例であるため、例示した方法に捉われることなく提案すること。

＜例＞

a　ＳＮＳ（Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、ＴｉｋＴｏｋ等）による広報

b　テレビ広報

c　ラジオ広報

d　新聞広告及び新聞広告掲載紙関連ウェブサイト等での広報

e　インターネットバナーによる広報（ＧＤＮ及びＹＤＡを除く）

f　フリーペーパー、情報誌等による広報

g　電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報

h　交通機関を利用した広報（車両内中吊、車内広報枠への掲示、ラッピングバス、貸切列車広報、電車内の液晶ディスプレー広報等）

i　業界誌

j　ダイレクトメール

※　法務省が実施するシンポジウムの広報にふさわしい媒体・内容にすること。

※　誘導用バナー、任意広報等の広報デザインについては、　本件とは別途制作するチラシのデザインを基に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること。（チラシのデータは提供可能）

※　広報用に特設サイトを構築する必要はない。

（３）ビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

ア　本シンポジウムの実施後、採録記事を作成・掲載すること。

イ　広報掲載日、掲載する媒体については別紙３を参照すること。

（４）各種広報に係る効果検証の実施

上記（１）～（３）に係る効果検証は以下のとおり実施すること。

ア　調査対象：国民全般とし、以下を区別した集計を行うこと。

・性別

・年代（２９歳以下、３０歳代、４０歳代、５０歳代、６０歳以上）

・地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）

イ　有効回答数：１，０００以上

ウ　調査エリア：全国

エ　調 査 項 目：最終的な設問数や設問の内容、選択肢の内容等は、受注者からの提案を基に当センターとの協議を経て定める。設問数は、性別や年代等基本的な事項以外に、２

０問程度行うこととする。

オ　調査方法：企画書中に明記することとし、最終的な方法については、法務省及び当センターと協議の上、決定する。なお、各広報実施後、迅速に効果検証を行い、調査完了後２週間以内に要素ごとに結果を取りまとめ、当センターに提出すること。

カ　効果把握：政府における証拠に基づく政策（Evidence-based Policy Making（ＥＢＰＭ））の推進に関する動向等を踏まえ、その趣旨に即した客観的な効果把握に努めること。

キ　取りまとめ：表だけでなく、グラフなども使用し見やすくまとめること。提出する際は編集可能なデータ（ワード、エクセル、パワーポイント）にすること。

ク　その他：事前の協議において、取りまとめのサンプルを編集可能なデータ（ワード、エクセル、パワーポイント）により提出すること。

（５）実施結果報告書の作成

上記（１）～（４）に示す業務について、以下のとおり実施結果報告書を作成すること。

ア　上記（１）～（４）に示す業務ごとに個別に実施結果報告書を作成し、全ての業務終了後、全業務分の実施結果報告書を取りまとめて提出すること。

イ　事業ごとに広報の実施結果、効果検証の結果を集約すること。

ウ　内容として、以下の要素は必ず含まれる形で構成すること。

（ア）表紙、目次

（イ）広報実施媒体と掲載内容

（ウ）広報実施結果（インプレッション数、クリック数、クリック率等具体的に記載）

（エ）効果検証の集計結果分析結果、及びこれらを踏まえた効果的な啓発手法の提案。

（オ）集計結果の表やグラフ等。

（カ）広報実施結果の各指標は数値の信ぴょう性を担保する書類を添付すること。

エ　報告書の内容については、複数回にわたる修正指示に迅速に対応すること。

オ　数字や文字などが編集可能なデータ（ワード、エクセル、パワーポ

イント）で提出すること。

（６）その他

本事業の実施に伴う連絡・調整等必要な手配等は、全て本事業の受注者が責任をもって行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を理由に、広報内容が変更となる場合がある。その場合は、速やかに当センター及び法務省と協議し、広報の代案を企画・実施すること。ただし、企画書において代案を記載する必要はない。

６　成果物・納品

（１）成果物

ア　上記５で制作した全データ（ＤＶＤ－Ｒ等媒体にて納品）４セット

※　広報誌等で広告を実施した場合は、掲載誌等の現物を４セット提出すること。

※　本事業で実施した各要素に関連する反訳データ、写真、映像等、必要と思われるデータ全て。

イ　実施結果報告書（印刷物）４セット

ウ　実施結果報告書（データ、ＤＶＤ－Ｒ等媒体にて納品）４セット

※　ＰＤＦで納品する場合、文字の部分を選択できる（テキストデータとして抽出可能な）形態にすること。

※　ア、ウのデータは同一のＤＶＤ－Ｒ等媒体で納品しても差し支えない。

（２）納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒１０５－００１２　東京都港区芝大門２－１０－１２

ＫＤＸ芝大門ビル４Ｆ

（３）納品期限

令和４年２月１日（火）

※　ただし、効果検証の実施結果報告は、各検証修了後、随時提出すること。

※　ビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事を制作するに当たり作成した写真データについては３営業日以内に、反訳データについては、シンポジウムの開催７営業日以内をめどに納品すること。

７　応募概要

（１）提出書類

※　以下のア～ウは６セットを作成し、うち３セットは社名を記載しないこと。また、ＰＤＦデータをメールで送付すること。

ア　提案書（次の要素を盛り込むこと）

（ア）企画意図、趣旨、体制図等

（イ）企画概要

以下の３点については、実施内容を把握できる資料を必ず添付すること。

ａ　「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知広報

ｂ　ビジネスと人権に関するシンポジウムの事前広報（ウェブ広告）

ｃ　ビジネスと人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

（ウ）実施スケジュール

イ　補足資料等　　※　任意

ウ　今回の企画に類するような過去の実績が分かる資料　　※　任意

エ　入札書（別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること）

オ　委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）

カ　各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し

（２）落札方式

総合評価落札方式

※　別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

（３）書類提出期限（厳守）

ア　（１）のア～ウ　令和３年６月　４日（金）午後３時

イ　（１）のエ～カ　令和３年６月１４日（月）午後２時２５分

（４）開札

令和３年６月１４日（月）午後２時３０分から

※　当センター応接室にて実施予定

（５）その他

本入札への参加を希望する場合は、５月２６日（水）までに、当センターに電話又はＥメールにて連絡すること。

８　スケジュール（予定）

（１）令和３年５月２１日（金）　　入札情報開示

（２）令和３年５月２６日（水）　　入札参加希望連絡期限

（３）令和３年６月　４日（金）　　企画書等（入札書を除く）提出締切

（４）令和３年６月１４日（月）　　入札書提出締切、開札、受注者決定
（５）令和３年６月～令和３年１２月　各種広報活動展開
ア　「Ｍｙじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報は６月～１２月を予定。
イ　ビジネスと人権に関するシンポジウム（開催日の約２週間前より）、採録記事の作成はシンポジウムの実施に合わせて行う。
※　ビジネスと人権に関するシンポジウム　令和３年７月２９日（木）
（７）令和３年７月～　　　　　効果検証調査項目案作成・検討、調査実施
（８）令和４年２月　１日（火）　　実施結果報告書等、成果物納品

９　その他
（１）応募に当たっての提出書類は返却しない。
（２）本入札の参加に要する経費は、応募者負担とする。
（３）本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者負担とする。
（４）本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
（５）本件業務を実施するに当たって、知り得た法務行政や当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
（６）本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、法務省人権擁護局及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
（７）本仕様書に基づき制作した各種広報に関する全ての著作権は、特定の期間を定めることなく、法務省人権擁護局に帰属するものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとすること。また、受注者はそのことについて企画書中に明記すること。
（８）契約締結後に、各広報媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定める条件を満たすことができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同等の条件を満たすものを用意すること。
（９）入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札書、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。

（１０）本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
（１１）開札は当センター内において入札者の面前で行う。
（１２）契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
（１３）本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、直接連絡せず、当センターを通して確認連絡を行うこと。
（１４）本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

１０　監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

（1）検査職員：総務部長　山本由理子
（2）監督職員：事務局長　上杉憲章

１１　問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部 第１課　有田、鈴木愛
〒１０５－００１２　東京都港区芝大門２－１０－１２
ＫＤＸ芝大門ビル４Ｆ
ＴＥＬ ０３－５７７７－１８０２ ／ ＦＡＸ ０３－５７７７－１８０３
Ｅメール　ａｒｉｔａ＠ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ
ｍ－ｓｕｚｕｋｉ＠ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ
ウェブサイト http://www.jinken.or.jp/
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
ツイッター https://twitter.com/jinken_center
ＹｏｕＴｕｂｅ人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
人権ライブラリー https://www.jinken-library.jp/